

加算料金表（介護保険給付対象）

※要件を満たす場合、以下の料金が加算されま

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
機能訓練指導体制加算	12	120 円	12 円	24 円	36 円	1 日につき
個別機能訓練加算	56	560 円	56 円	112 円	168 円	1 日につき
夜勤職員配置加算（Ⅰ） （短期入所生活介護のみ加算）	13	130 円	13 円	26 円	39 円	1 日につき
看護体制加算（Ⅰ） （短期入所生活介護のみ加算）	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
看護体制加算Ⅱ （短期入所生活介護のみ加算）	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1 日につき
療養食加算	8	80 円	8 円	16 円	24 円	1 食につき（1 日 3 回を限度）
送迎加算	184	1,840 円	184 円	368 円	552 円	片道につき
緊急短期入所受入加算 （短期入所生活介護のみ加算）	90	900 円	90 円	180 円	270 円	1 日につき（原則 7 日間を限度）
医療連携強化加算 （短期入所生活介護のみ加算）	58	580 円	58 円	116 円	174 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	22	220 円	22 円	44 円	66 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	18	180 円	18 円	36 円	54 円	
サービス提供体制強化加算 （Ⅲ）	6	60 円	6 円	12 円	18 円	
介護職員等処遇改善加 算Ⅰイ	所定単位数 の 163/1000	左記の単位数 × 地域区分単価				1 月につき
介護職員等処遇改善加算 Ⅰロ	所定単位数 の 176/1000	左記の単位数 × 地域区分単価				
介護職員等処遇改善加 算Ⅱイ	所定単位数 の 159/1000	左記の単位数 × 地域区分単位				

介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数 の 172/1000	左記の単位数 × 地域区分単位				1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1000円	100円	200円	300円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	20円	30円	
長期利用者提供減算 (短期入所生活介護のみ)	-30	-300円	-30円	-60円	-90円	1日につき

※機能訓練指導体制加算…常勤専従の機能訓練指導員による、機能訓練を行う体制を取っている場合に算定します。

※個別機能訓練加算…専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、利用者の居宅を訪問した上で多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。

※夜勤職員配置加算(Ⅰ)…夜勤帯の職員の配置人数が基準を1以上上回っている場合に算定します。
(指定短期入所生活介護事業所のみ加算)

※看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)
(指定短期入所生活介護事業所のみ加算)

・看護職員を基準を満たすよう配置をしている場合かつ看護職員が24時間連絡できる体制を確保している時に算定します。

※療養食加算…医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合に加算します。
(経管栄養の為に濃厚流動食は対象外。)

※送迎加算(片道)…利用者の心身の状況、家族の事情等を考慮し、利用者の居宅と施設との間の送迎を行った場合に加算します。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算…認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した緊急な利用者に対して7日以内を対象として加算します。

※若年性認知症利用者受入加算…受入れた若年性認知症利用者ごとに担当を定め、その担当者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

※緊急短期入所受入加算…利用者に対し計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護に利用者を緊急に行った場合に原則7日以内を対象に加算します。
(指定短期入所生活介護事業所のみ加算)

※医療連携強化加算…医療行為が必要な利用者の急変の予測や早期発見等のため看護職員が定期的な巡視を行い緊急やむを得ない場合に備えてあらかじめ協力医療機関を定めて受け入れた場合に加算します。
(指定短期入所生活介護事業所のみ加算)

※サービス提供体制強化加算…厚生労働大臣が定める基準に適合した職員の配置を行っている事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。(区分支給限度基準額外)

※介護職員等処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。(区分支給限度基準額外)

※生産性向上推進体制加算…利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で改善活動を継続的に行う。見守り機器等のテクノロジーを導入していることで算定。

※短期入所生活介護を連続して31日を超えて60日まで利用した場合は、1日につき《1割負担》30円《2割負担》60円《3割負担》90円を減算します。